

報告第15号

専決処分の報告について

施設管理上の事故による損害賠償額について、市長専決処分指定の件第4の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年6月11日

提出者 長野市長 荻原健司

専決第8号

専 決 処 分 書

施設管理上の事故による損害賠償額について、市長専決処分指定の件  
第4の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月27日

長野市長 荻原健司

施設管理上の事故による損害賠償額について

1 損害賠償額 金517,783円

2 相手方